

司法修習生に対し給与を支給する給費制の継続を求める会長声明

2010年11月から、司法修習生に対し給与を支給する給費制（以下、「給費制」という）を廃して、最高裁判所が修習資金を貸与する制度（以下、「貸与制」という）の実施が予定されている。これに対し、当会は、政府・国会・最高裁判所に対し、貸与制の実施時期を相当期間延期し、給費制の復活を再検討するとともに、その間、給費制を継続することを強く求めるものである。

1. 司法制度改革審議会、司法制度改革推進本部法曹養成検討部会で、厳しい財政事情を背景に法曹人口の増大等を前提としつつ司法修習生に対する給与支給の公共性が疑問視され、これらの意見書に基づき、2004年11月に裁判所法が改正された結果、給費制が廃止され、貸与制を導入することになった。同時に、上記改正に際しては、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないように、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」（附帯決議3項）と弊害の防止が明記された。

2. しかし、司法試験の合格率は当初司法制度改革審議会の期待した割合をはるかに下回る割合で年々減少している。低い合格率を乗り越えなければならない受験生は、法科大学院の入学金及び授業料に加えて、司法試験合格後も修習経費の負担を余儀なくされる。法科大学院の志願者全体は減少の一途をたどっているが、その一因として「法曹を志すにあたり、低い合格率に対し投下する負担と危険が大きすぎる。」という心理が一般化しつつあることが指摘されている。かような心理が一般化すれば、21世紀の司法機能を高め、質量ともに豊かな法曹を得るため、公平・開放・多様を理念とする法曹養成の専門的教育機関として法科大学院を設置し、有為・多様な人材を法曹に送ることを実現しようとした司法改革の法曹養成の理念は根底から揺らぐことになりかねない。

3. また、司法制度改革審議会は、法曹に対し、「国民の社会生活上の医師」としての機能を期待する旨明言してきたが、そうであるならばなおさら、その人的基盤の基礎を作る法曹養成は、単なる法曹個人の受益の枠を超えた社会的要請に基づき公共性は高いものである。医師の養成制度では、平成16年以降国家試験に合格した医師には2年間の研修が義務づけられる一方、研修医が研修に専念することができるよう、相応の予算措置がなされている。ここにいう医師には公務員だけではなく民間病院の医師も含まれる。この研修医制度は、国の制度の根幹に関わる公共的な人材の養成については国家予算を投入し育成することを志向したものと解される。法曹は、法の支配を全国あまねく実現するため、公務員である裁判官、検察官、民間人である弁護士と別なく、公共的任務を遂行することが求められており、弁護士法1条1項で「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することをその使命とする。」と規定されているのである。これらの使命を担う法曹の養成は公益性がきわめて高いものであり、それに費用がかかったとしても、公的使命を負った法曹による社会貢献によって国民に還元されていくべきものである。今までにも数多くの弁護士が、かかる公共的な使命を全うするために、当番弁護士、国選弁護を初めとする公益的な活動や、人権擁護のための諸活動（人権救済、子どもの虐待防止活動、消費者保護運動、犯罪被害者支援活動等）に精力的に取り組んできた。さらに、被疑者国選制度が2009年5月から必要的弁護事件に拡大され、弁護士の社会的責任及びこれに対する期待は飛躍的に大きくなっている。これらの公益的な活動や人権擁護のための諸活動に対する使命感が醸成されるにあたり、給費制が大きな役割を果たしてきたことはいうまでもない。

4. 以上のように、給費制を廃止し貸与制を実施することは、司法制度改革の理想を損ない、附帯決議が危惧した状況を顕在化させる事態を招きかねない。かような状況に照らし、当会は、頭書のとおり法曹教育を担う責任ある立場から次世代の法曹を育成するため、貸与制の実施時期を相当期間延期し、給費制の復活を再検討するとともに、その間、給費制を継続することを強く求めるものである。

平成21年7月8日

横浜弁護士会

会長 岡部光平